

## はぴりゅう等デザイン使用取扱要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、福井県（以下「県」という。）のマスコットキャラクター「はぴりゅう」等のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (デザインの使用に関する権利)

**第2条** デザインの使用に関する一切の権利は、県に属する。

2 この要綱において「はぴりゅう等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) はぴりゅう
- (2) すぽりゅう
- (3) さとりゅう
- (4) はなりゅう
- (5) たべりゅう
- (6) 各キャラクターの集合体：マスコットユニット D i n o（ダイノ）はびねす

### (使用料)

**第3条** デザインの使用は、無料とする。

### (デザインの使用の申請および報告)

**第4条** デザインを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ「はぴりゅう等デザイン使用許可申請書（様式第1号）」を福井県知事（以下「知事」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 福井県および福井県が構成メンバーとなっている団体または県内の地方公共団体が、デザインをアレンジすることなく使用するとき。
- (2) 公益財団法人福井県スポーツ協会、福井県内の市町スポーツ協会またはこれらに加盟する競技団体がデザインをアレンジすることなく使用するとき。
- (3) 保育所または学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が使用するとき。
- (4) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。

### (デザイン使用の許可)

**第5条** 知事は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を許可するものとする。

- (1) 福井県の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 「はぴりゅう等デザインマニュアル」に従って使用しないおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、または使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがあるとき。
- (6) 次のいずれかに該当するとき。

- ア 福井県暴力団排除条例（平成 22 年福井県条例第 3 1 号。以下「暴力団排除条例」という。）に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
  - エ 暴力団もしくは暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、または、関与していると認められるとき。
  - オ 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 暴力団または暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (7) その他知事が不相当と認めるとき。

2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「はぴりゅう等デザイン使用（内容変更）承認書（様式第 2 号）」をもって行うものとする。

#### （使用上の遵守事項）

第 6 条 デザインを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、許可条件に従うこと。
- (2) 使用权を第三者に譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。（デザインマニュアル参考）
- (4) 原則として、デザインを使用する物件に「福井県マスコットキャラクターはぴりゅう（はぴりゅう部分はそのデザインに対応した名称）」と表記すること。ただし、その形状等から表記することが困難な場合は、この限りでない。
- (5) デザインを使用する物件の完成見本を速やかに知事に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 使用許可された物件について、商標および意匠登録の出願をしないこと。
- (7) 当該物件の使用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに知事に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、県は一切の責任を負わない。

#### （許可内容の変更）

第 7 条 使用者が、許可された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「はぴりゅう等デザイン使用内容変更申請書（様式第 3 号）」を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 知事は、使用を許可した内容の変更を許可するときは、「はぴりゅう等デザイン使用（内容変更）承認書（様式第 2 号）」により、当該使用者に通知するものとする。

3 第 1 項の申請については、第 4 条から前条までの要綱を準用する。

#### （調査等）

第 8 条 知事は、使用者に対し、使用状況について調査を行い、または、その使用状況を証する書類の

提出を求めることができる。

#### (使用実績の報告)

**第9条** 知事は、使用者に対し、はぴりゅう等の使用に関する事項について、資料の提出または報告を求めることができる。

#### (違反に対する処置)

**第10条** 知事は、デザインの使用がこの要綱および許可内容に違反していると認められるときは、使用状況の変更を求めるほか、当該許可を取り消し、当該許可に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前項の規定による許可の取り消しは、「はぴりゅう等デザイン使用許可取消書（様式第4号）」をもって行うものとする。

3 第1項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件を使用してはならない。

4 第1項の規定により当該許可に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る物件を回収しなければならない。

5 知事は、許可を得ずにデザインを使用している者または使用しようとしている者に対して、そのデザインの使用停止および使用に係る物件の回収を求める等適切な措置をとることができる。

6 知事は、前各項の規定による許可の取消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

#### (経費等の負担)

**第11条** 県は、この要綱による使用許可の申請に要した費用および実施に係る経費または役務を負担しない。

2 県は、デザインの使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

#### (補則)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、デザインの使用の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和元年8月9日から施行する。